

理由

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴い、危険又は有害となるおそれのある既存不適格建築物に対する勧告の対象となる建築物及び条例で地盤面を建築基準法の規定による地盤面と別に定める場合の基準を定める等関係政令の規定について所要の整備を行う等の必要があるからである。